

履修規程

(平成 31 年 3 月 19 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 19 年 6 月 4 日
 大学規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）学則第 7 条に基づき本学において開設する授業科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業に必要な単位)

第 2 条 本学の各専攻における卒業必要単位数は 124 単位で、その詳細は次のとおりとする。

① 平成 26 年度以降入学者 適用カリキュラム

授業分野	卒業要件，単位数		
	理学療法学 専攻	作業療法学 専攻	言語聴覚学 専攻
基礎分野	22	22	22
専門基礎分野	29	29	41
専門分野	73	73	61
合計 (卒業要件単位数)	124	124	124

② 平成 22 年度～平成 25 年度入学者 適用カリキュラム

授業分野	卒業要件，単位数		
	理学療法学 専攻	作業療法学 専攻	言語聴覚学 専攻
基礎分野	22	20	22
専門基礎分野	29	29	39
専門分野	73	75	63
合計 (卒業要件単位数)	124	124	124

③ 平成 22 年度以前入学者 適用カリキュラム

授業分野	卒業要件, 単位数		
	理学療法学 専攻	作業療法学 専攻	言語聴覚学 専攻
基礎分野	26	24	26
専門基礎分野	28	28	24
専門分野	70	72	74
合計 (卒業要件単位数)	124	124	124

(履修単位の年次配当)

第 3 条 配当されている授業科目は, 原則, 年次配当に従って履修しなければならない。

(履修登録単位の制限)

第 4 条 各学期に登録できる単位数は次のとおりとする。

期名	前期	後期
制限単位	25	25

- 2 再履修科目及び本学が資格取得のために配当している科目は, 前項の制限単位に含めない。
- 3 臨床教育の実習に関する授業科目を履修するに当たっては, 別表 1 のとおり要件を定める。
- 4 前 3 項の規定に係らず, 特別な事情があると教授会が認めたときは, その限りでない。

(履修登録)

第 5 条 授業科目の登録については, 各年次の前・後期のはじめに, その学年で配当されている科目を選択して, 指定期間内に学務係へ履修登録の申請手続きをしなければならない。

(履修登録の方法)

第 6 条 履修登録した科目は, 許可なくしては変更することはできない。

2 履修登録した科目以外は受講することができない。

(再履修の登録)

第 7 条 本学試験及び追試・再試などいずれにも合格しなかった科目については、再履修することができる。

2 一度単位を与えられた科目の再履修は認められない。

(資格認定科目の登録)

第 8 条 複数年に亘る資格認定科目については、その都度履修登録が必要である。

(受講生の選抜)

第 9 条 一部の授業科目については、その内容により選抜等により受講生を選定することがある。

2 前項の科目及び定員については学務係で指示する。

(成績評価)

第 10 条 履修された科目の成績は 100 点を満点とする点数で、60 点以上を合格とする。

(成績証明書の表記)

第 11 条 本学で発行する成績に関する証明書は、単位を修得した授業科目について次項の評価をもって記入する。

2 評価の基準は、次のとおりとする。

① 平成 27 年度以降入学者

成績	評価区分	成績指数
100～90 点	S	4
89～80 点	A	3
79～70 点	B	2
69～60 点	C	1
59 点	F (表記しない)	0

② 平成 26 年度以前入学者

成績	評価区分	成績指数
100～80 点	優	4
79～70 点	良	3

69～60点	可	2
59点	不可（表記しない）	0

3 従前の大学等における既修得単位の認定は“認定”の評価をもって表記する。

（平均成績指数(GPA)）

第 11 条の 2 総合的な学修到達度は、平均成績指数（以下「GPA(Grade Point Average)」という。）によって表す。

2 対象科目は履修した全ての必修科目及び選択科目とする。但し、教務委員会が指定した科目は、対象から除外する。

3 前条第 3 項で認定された単位については、GPA の対象から除外する。

4 GPA の数値は次のとおり算出する。

① 平成 27 年度以降入学者

履修した対象科目の単位数に前条第 2 項第 1 号の成績指数を乗じて得た数値の総和を、履修した対象科目の単位数の総和で除した数値

② 平成 26 年度以前入学者

履修した対象科目の成績指数の総和を、履修した対象科目数の総和で除した数値

5 前号で得た数値は、小数点第 3 位以下を四捨五入する。

6 GPA は、学生の成績の分布状況の把握に用いるとともに、次の各号に掲げる事項に活用する。

(1) 表彰や奨学金給付対象者の選考

(2) GPA 優秀者に対する特例措置

(3) GPA 不振者に対する個別指導

(4) 前号以外の個別指導

（学業実績不良）

第 12 条 正当な理由なくして、授業科目の履修が著しく行えていない者については、本人及び保証人に警告をする。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 2 月 2 日大学規程第 5 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 5 日大学規程第 8 号）

（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 31 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。但し，第 2 条の規定については，平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 7 日大学規程第 1 号）

この規程は，平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 24 日大学規程第 1 号）

この規程は，平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日大学規程第 26 号）

この規程は，平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

別表 1 臨床実習要件

■ 平成 26 年度以降入学者

[理学療法学専攻・作業療法学専攻]	
実習要件 1	次の要件をすべて満たした者に、臨床見学実習（1 年次後期集中）の履修を認める。 (1) 1 年次前期「臨床ゼミ I」が修得済みであること (2) 1 年次後期「臨床実習指導 I」が修得見込みであること
実習要件 2	次の要件をすべて満たした者に、臨床検査・測定実習（2 年次後期集中）の履修を認める。 (1) 2 年次までに履修すべきすべての必修科目（専門基礎、専門）が修得済みまたは修得見込みであること
実習要件 3	次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習 I（3 年次後期）の履修を認める。 (1) 3 年次前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 3 年次後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること
実習要件 4	次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習 II（4 年次前期）の履修を認める。 (1) 3 年次までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること (2) 4 年次前期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること

[言語聴覚学専攻]	
実習要件 1	次の要件をすべて満たした者に、臨床実習概論（1 年次後期集中）の履修を認める。 (1) 1 年次後期「臨床実習指導 I」が修得見込みであること
実習要件 2	次の要件をすべて満たした者に、臨床基礎実習（2 年次後期集中）の履修を認める。 (1) 2 年次までに履修すべきすべての必修科目（専門基礎、専門）が修得済みまたは修得見込みであること
実習要件 3	次の要件をすべて満たした者に、臨床評価実習（3 年次後期）の履修を認める。 (1) 3 年次前期までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済

	<p>みであること</p> <p>(2) 3年次後期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること</p>
実習要件 4	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習（4年次前期）の履修を認める。</p> <p>(1) 3年次までの必修科目（専門基礎、専門）が修得済みであること</p> <p>(2) 4年次前期の必修科目（専門基礎、専門）が修得見込みであること</p>

■ 平成 25 年度以前入学者

[理学療法学専攻・作業療法学専攻]	
実習要件 1	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床見学実習（1年次後期集中）の履修を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次において履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目および専門分野の必修科目のうち、前期科目は単位修得、後期科目は修得見込み（履修中）であること
実習要件 2	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床検査・測定実習（2年次後期集中）の履修を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年次までに履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目および専門分野の必修科目の単位を修得または修得見込み（履修中）であること
実習要件 3	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習Ⅰ（3年次後期）の履修を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年次までに履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目および専門分野の必修科目の単位を修得または修得見込み（履修中）であること
実習要件 4	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習Ⅱ（4年次前期）の履修を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4年次前期までに履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目および専門分野の必修科目の単位を修得または修得見込み（履修中）であること

[言語聴覚学専攻]	
実習要件 1	<p>次の要件をすべて満たした者に、臨床基礎実習（1年次後期集中）の履修を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年次において履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目

	および専門分野の必修科目のうち、前期科目は単位修得、後期科目は修得見込み（履修中）であること
実習要件 2	次の要件をすべて満たした者に、臨床評価実習（3年次後期集中）の履修を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・3年次までに履修すべきすべての専門基礎分野の必修科目および専門分野の必修科目の単位を修得または修得見込み（履修中）であること
実習要件 3	次の要件をすべて満たした者に、臨床総合実習（4年次前期）の履修を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・4年次前期までに履修すべきすべての必修科目の単位を修得または修得見込み（履修中）であること